

羽保障第 8 1 2 4 号
令和 3 年 3 月 2 5 日

羽曳野市内
指定障害児通所支援事業所
指定障害児相談支援事業所
管理者 様

羽曳野市長

地域区分の変更について（お知らせ）

平素より本市の障害福祉業務につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、令和 3 年 3 月 23 日付で「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 3 年厚生労働省告示 87 号）」が公布され、下記のとおり本市の障害児サービスの地域区分が変更されました。

地域区分の変更は、令和 3 年 4 月サービス提供分（令和 3 年 5 月請求分）から適用となります。請求の際は、誤りのないようご注意くださいますようお願いいたします。

記

1. 地域区分

5 級地 10%（令和 3 年 3 月まで） → 6 級地 6%（令和 3 年 4 月から）

2. 変更に伴う変更届（障害児通所・入所給付費等の請求に関する事項）の提出

地域区分の変更のみの場合は、必要ありません。

（大阪府生活基盤推進課、本市指導監査室に確認済みです。）

羽曳野市保健福祉部障害福祉課

総務担当

TEL072-958-1111(内線：1110)

E-mail:syogai Fukushi@city.habikino.lg.jp